

北九州市監査委員	大庭清明
同	大津雅司
同	新上健一
同	森浩明

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

## 1 監査の種類

行政監査

(テーマ：包括外部監査のフォローアップについて)

## 2 監査の対象

(1) 契約室、総務企画局、市民文化スポーツ局、財政局、保健福祉局、子ども家庭局、環境局、産業経済局、建設局、建築都市局、港湾空港局、水道局、病院局、教育委員会

監査対象の標記については、平成23年4月1日の組織改正後のものである。

(2) 監査事務局が調査した、平成11年度から平成20年度までの包括外部監査の結果(「指摘」321件、「意見」521件)に対する、平成21年度時点の措置状況に係る資料を基に、「未措置」の118件を対象に監査を行った。

## 3 監査の期間

平成22年5月6日から平成23年3月16日まで

## 4 監査公表の時期

平成23年4月8日(平成23年監査公表第4号)

5 監査の結果に基づく措置状況  
 包括外部監査のフォローアップについて  
 1 規程等の遵守について

監査の結果	措置状況
<p>(1) 下水道使用料の滞納延滞金</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>建設局下水道経営課:「下水道事業について」(平成17年度)</p> </div> <p>下水道使用料の延滞金については、地方自治法第231条の3第2項に「督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。」と規定しており、本市は、北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例第3条第1項で「税外歳入の督促をした場合においては、～略～延滞金を徴収する。」と規定しているため、必ず徴収しなければならないものであるが、滞納延滞金が課されていない。</p> <p>回収自体が困難な債権について、延滞金まで徴収することは、さらに困難であることや、延滞金を計算するシステム開発に相当な費用がかかること等の課題があるが、公平性、公正性の観点から、規定を遵守すべきである。</p>	<p>(建設局下水道経営課)</p> <p>延滞金を徴収するにあたっては、種々の解決すべき課題も多く、事実上の困難さはある。そこで、水道局など関係部局と協議をしながら、事務上の問題点や法令上の課題等の整理を行い、使用者負担の増大にならないよう最小の経費で、公平性を確保しつつ、効率的な延滞金徴収の方法について、法的な整理も含め幅広く研究しているところである。</p>

## 2 制度の見直しについて

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>( 1 ) 北九州市公民館類似施設等運営経費等補助金</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>教育委員会生涯学習課：「補助金等について」（平成 13 年度）</p> </div> <p>一般社団法人又は一般財団法人が設置する公民館や町内会等の地域住民が設置する公民館を公民館類似施設等としている。市はその運営等に対して、地域住民等が社会教育の組織的活動に資することを目的として、予算の範囲内において、補助対象経費の 2 分の 1 を限度に補助金を交付しているが、補助金交付の客観的基準はない。</p> <p>平成 2 1 年度は、市内 2 0 3 館の公民館類似施設等に運営費補助金が交付されている。平成 2 1 年度の公民館類似施設等運営費補助金の交付状況を、補助対象経費に占める補助金額の率でみると、最大の施設は 5 0 %（制度上の上限）、最小の施設は 7 % と、乖離が大きい実態があるが、客観的基準がないことがその原因ではないかと考えられる。</p> <p>補助金の算定に当たっては、客観基準を定め、行政運営の公正性や透明性の確保に努めるべきである。</p>	<p>( 教育委員会生涯学習課 )</p> <p>公民館類似施設運営など補助金の算出基準の見直しにあたっては地域へ大きな影響があることから、激変緩和措置の導入などを含め、区や地域等のコンセンサスを得ながら、慎重に対応していくことが必要と考えている。</p> <p>このため、地元の意向等も考慮しながら、新たな補助金の算定方法やその経過措置などの検討を進め、一定の方向性を明らかにした上で、実施に向けて取組んでまいりたい。</p>

### 3 事務改善について

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>( 1 ) 福祉医療業務委託</p> <p>子ども家庭局子育て支援課：「委託料に関する事務の執行」(平成16年度)</p> <p>福祉医療は、乳幼児等医療、ひとり親家庭等医療及び重度障害者医療について、市が医療費の自己負担分を助成する制度である。</p> <p>この制度は、市民が福祉医療を受診した際、自己負担額を医療機関に支払わずに、医療機関が市民に代わって医療費の請求を行う現物給付方式を採用している。そのために、医療機関に課せられる福祉医療の診療報酬明細書作成事務に対して、毎年、医師会等に、福祉医療業務委託料を支払うものである。</p> <p>委託契約書に記載の業務内容は、福祉医療費診療報酬明細書の作成としており、医師会等は、各医療機関等が作成した福祉医療の診療報酬明細書を取りまとめ、県国民健康保険団体連合会に送付している。</p> <p>委託料の算定に当たっては、福祉医療の診療報酬明細書作成業務に係る、医療機関の医療従事者事務職給与額の一件当たりにかかる経費を算出し、実績報告件数を乗じて積算している。</p> <p>既に述べたとおり、福祉医療制度は、一旦医療機関で自己負担額を支</p>	<p>( 子ども家庭局子育て支援課 )</p> <p>今回の指摘を受け、平成23年度契約にあたり、一件当たりにかかる経費の算定を直近の実績により行った。</p> <p>また、支出科目の見直しについては、平成24年度からの実施に向け、検討を行っているところである。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>払い、後日、市に請求するという市民の負担を軽減するため、現物給付方式を採用していることから、保険医療機関等に診療報酬明細書の作成及び請求業務が生じることとなる。</p> <p>当該業務に対し、市は現在、委託料として支払っているものであるが、業務の性格は、事務手続のための人的負担に対する対価というものであることから、支出科目として、本来市の業務を法人等に委託する際に支払う委託料は不適切である。</p> <p>さらに、一件当たりにかかる経費の算定基礎は、現在、平成16年度実績の保険医療総件数に占める福祉医療総件数の割合等を基礎としているが、直近の実績により、一件当たりにかかる経費を算定すべきである。</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>( 2 )( 財 ) 北九州市都市整備公社の折尾駅前再開発ビルの敷金</p> <p>建設局総務課：「北九州市の出資団体について」(平成18年度)</p> <p>(財)北九州市都市整備公社が、折尾駅前再開発ビルの賃貸借契約において、契約当事者でないにもかかわらず、敷金関係において区分所有者と区分使用者の間に立たされており、リスクを負わせられている問題について、市は慎重に協議を進めているとしているが、出来るだけ速やかな解決が望まれる。</p> <p>そのためには、区分所有者及び区分使用者と継続的かつ粘り強い協議を進め、問題の解決を図られたい。</p>	<p>(建設局総務課)</p> <p>(財)北九州市都市整備公社の敷金関与については、区分使用者が公的機関への敷金預託を賃貸借契約の締結条件にしており、その関係解消に難色を示している状況である。</p> <p>市としては、区分使用者側の理解が得られるような方策を改めて検討中であり、今後他の区分所有者の協力も得ながら問題解決に取り組んでいく。その上で、区分使用者側へ、公社の関係解消に対する理解を求めていきたい。</p>